

公益財団法人やまぐち産業振興財団
山口県メカトロ技術センター管理運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人やまぐち産業振興財団（以下「財団」という。）が設置する山口県メカトロ技術センター（以下「メカトロセンター」という。）の管理運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 財団は、メカトロセンターにおいて、メカトロニクス技術の研究開発等を支援するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 研修会、講習会を開催すること。
- (2) メカトロニクス技術に関する研究開発を行う者に対し、研究開発室を使用させること。
- (3) その他メカトロニクス技術の振興に関すること。

(使用の許可)

第3条 メカトロセンターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ財団の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(使用許可制限)

第4条 メカトロセンターの使用について、次の各号の一に該当するときは許可しない。

- (1) 公共の秩序を害し、又は風紀をみだすおそれがあるとき。
- (2) 建物若しくは機械設備等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し)

第5条 メカトロセンターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号の一に該当し、又は該当するおそれがある場合は、許可後に置いても当該許可を取り消すことができる。

- (1) この規程又は許可の条件に違反したとき。
- (2) その他管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第6条 メカトロセンターの施設の使用料は、別表1のとおりとする。

2 使用者は、財団の請求に基づき、速やかに使用料を全額納入しなければならない。

ただし、使用契約に係る者にあつては、契約書に定めるところにより納入するものとする。

(使用料の減免)

第7条 前条の使用料について、次の各号の一に該当するときは減免することができる。

- (1) 地方公共団体の主催で使用するとき。
- (2) 財団又は地方公共団体の後援で使用するとき。
- (3) 財団の指定するものが特定の目的で使用するとき。
- (4) その他財団が特に必要と認めるとき。

2 前項の減免の割合に付いては、別表2のとおりとする。

(権利譲渡の禁止)

第8条 使用者は、メカトロセンターを使用する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は許可した目的以外に使用してはならない。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、メカトロ技術センターの使用を終了したときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。

2 第5条の規程により使用許可を取り消されたときも同様とする。

(損害の賠償)

第10条 使用者は、メカトロセンターの施設設備及び備品を損傷し、又は滅失したときは、その損害を弁償しなければならない。ただし、財団が不可抗力によるものであると認めたときは、この限りでない。

(職員の立入り)

第11条 使用者は、財団の職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことはできない。

(その他)

第12条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表1

山口県メカトロ技術センター使用料

区分	施設等の名称	使用等	単位	金額	備考
建物施設	貸研究室	30㎡ 31.2㎡	1月につき	50,000円	貸研究室使用者の使用料実費に相当する額及びゴミ収集料金(500円/月)を加算した金額とする。
	貸研究室	43㎡	1月につき	70,000円	
	貸研究室	51㎡	1月につき	85,000円	
	貸研究室	60㎡	1月につき	100,000円	
その他	インターネット接続サービス	研究室 1部屋	1月につき	3,150円	
	有料駐車場	普通車	1台/月につき	1,000円	
		大型車	1台/月につき	1,500円	

備 考

月でもって計算する場合、1月未満の端数があるとき又は使用期間が1月未満であるときは、その端数の期間は1月として計算する。

別表 2

山口県メカトロ技術センター使用料減免基準

減免の事由	区分	減免の割合
地方公共団体の主催で使用する時	建物設備	100%
財団又は地方公共団体の後援で使用する時	建物施設	50%
財団が指定する者が特定の目的で使用する時	建物施設	100%
その他財団が特に必要と認めるとき	建物施設	100%以内